

学校いじめ防止基本方針

枚方市立津田小学校

令和2年4月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校は、全体としては落ち着いているが、個々にみると自己中心的な児童が気になる。そこで「互いに違いを認め合い、ともに学びともに生きる」を教育目標とし、人権教育に重点をおいて取り組んでいこうと考える。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、在籍する学校の児童に対して、児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ・虐待・不登校対応委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導担当、人権教育担当、各学年主任、養護教諭、

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

津田小学校 いじめ防止年間計画		
	各学年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 家庭訪問週間 (家庭での様子の把握)	第1回 いじめ対応委員会 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) 「学校いじめ防止基本方針」の更新
5月	校外学習	P T A総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	道徳HR (いじめを考える) アンケート実施	教職員間による公開授業 (わかる授業づくり) アンケート回収
7月	保護者懇談 (家庭での様子の把握)	第2回委員会 (いじめ状況調査結果確認)
9月	運動会	
10月	修学旅行 (コミュニケーション能力の育成)	
11月	授業参観 アンケート実施	教職員間による公開授業 (わかる授業づくり) アンケート回収 第3回委員会 (状況報告と取組みの検証)
12月	保護者懇談 (家庭での様子の把握)	
1月		教職員間による公開授業 (わかる授業づくり)
2月	アンケート実施	アンケート回収
3月	保護者参観懇談週間 (家庭での様子の把握)	第4回委員会 (年間の取組みの検証)

5 取組状況の把握と検証

いじめ対応委員会は、年4回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

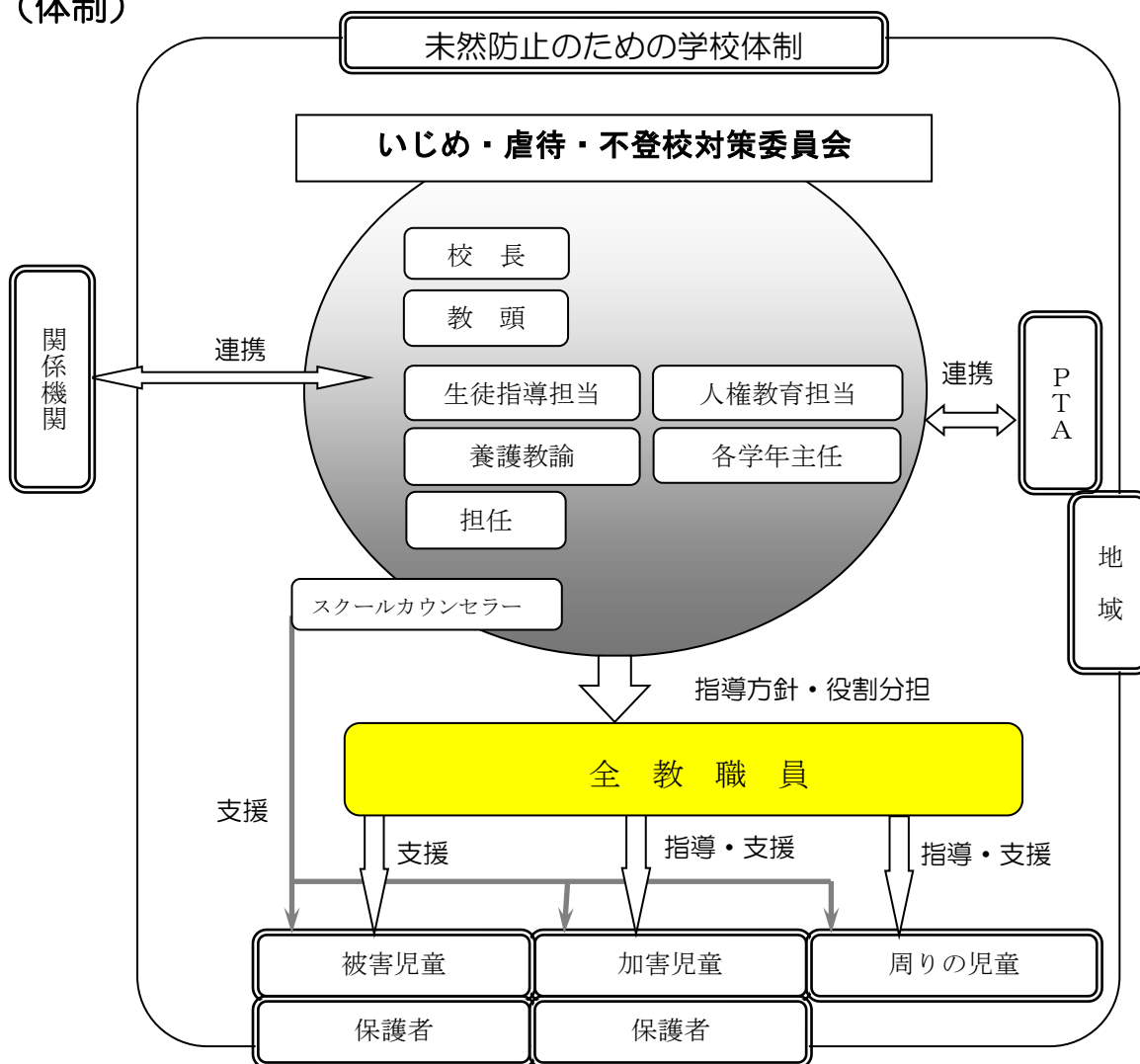
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(体制)



2 いじめの防止のための措置

- (1) 教職員に対しては、学校基本方針を一学期全教職員で共通理解し、平素からいじめについて意識を高める。

児童に対しては、チャイム席の習慣や授業中の正しい姿勢の徹底を図り、落ち着いた雰囲気の中で授業に取り組む。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑にコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、クラスの話し合いで自分の思いを言える、他の人の思いがわかるクラス作りが必要である。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員がお互い率直に意見を交換することが大切である。

そのためには、ブロック別に授業研究をし、全職員で授業を参観し、研究授業そして研究協議を行い、分かりやすい授業づくりを進める。

また、児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、行事を実行委員中心に行ったり、委員会活動・クラス活動が活発にできるよう児童に働きかける。

ストレスに適切に対処できる力を育むためにクラスで話し合える雰囲気を育てる。また、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うことも含め、夏季研修で生活指導研修を企画する。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、終わりの会で一日を振り返り、がんばっていた人や相手の気持ちを考えた行動など発表させる。

- (5) 道徳の時間を通して児童が自らいじめについて知るとともに、ふだんクラスにおける児童の様子に気を配る。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを訴えると、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、年に3回アンケートをとる。

日常の児童の「朝の様子、休み時間の様子、給食時間の様子、話し合いの時の様子、

グループ活動の様子、清掃時間の様子等」を、意識を持って観察する。また保健室での様子の把握し活用する。

- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、家庭で気になったことがあれば教職員(担任、管理職、養護教諭等)に相談でき、悩みを積極的に受け止められているかを見守っていくことが必要である。
- (3) 児童その保護者教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる「心の教室」がある。
- (4) 「学校だより」により、相談体制を広く周知する。
管理職により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護の観点から十分に注意を払う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をとめたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対応委員会)と情報を共有する。その後は、当該学年が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対応委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍

観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめられていることと同じであることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」

「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や津田小まつり、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対応委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「総合的な学習の時間」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 関係機関との連携

(1) 教育委員会が設置する組織

① 枚方市いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止等に関する枚方市の関係部課と関係機関との連携の強化のために設置。

〈構成員〉 枚方市・枚方市教育委員会の関係部課担当者、大阪府中央子ども家庭センター、法務局、警察、その他の機関

②枚方市学校いじめ対策審議会

いじめ防止等の対策が効果的に行われるよう調査・研究したり、子どもたちの生命に関わる重大事態が発生した場合、中立かつ公正な第三者の立場から調査等を行うために設置。

〈構成員〉弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家など、対象となるいじめと利害関係のない第三者

(2)その他の機関

①枚方市子どもの笑顔を守るコール(いじめ専用ホットライン)

児童・生徒に関するいじめの相談

072-809-7867

月～金の9時～17時

(祝日・年末年始を除く)

②子どもの育ち見守りセンター「となとな」

子育て、親子関係友人関係のこと等18歳未満の子どもに関する様々な相談

050-7102-3221

月～金の9時～17時30分

(祝日・年末年始を除く)

③大阪府中央子ども家庭センター

子どもや家庭についての相談

072-828-0161

月～金の9時～17時45分

(祝日・年末年始を除く)

④大阪府すこやか教育相談24

0120-0-78310

年中無休24時間対応